

第73回 岡山市第二農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 平成29年6月19日(月) 午前10時00分
- 2 開会の日時 平成29年6月19日(月) 午前10時00分
- 3 閉会の日時 平成29年6月19日(月) 午前10時21分
- 4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目2番4号 岡山市東区役所3階 多目的ホール
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席、欠席の別

定数26名 出席15名 欠席11名

議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
会長(23)	上岡耕一	出	13	鏑川吉正	出
職務代理人(7)	浮田孝允	出	14	水内清郎	出
1	岸本博	出	15	岡本五樹	欠
2	近藤浩夫	出	16	難波勝利	欠
3	岩居晴男	出	17	赤井史人	出
4	今東徳雄	出	18	長田孝之	欠
5	塩飽幹廣	出	19	田淵勉	欠
6	石田始	欠	20	藤田眞樹	欠
—	—	—	21	延澤強哉	欠
8	岡崎章二	出	22	花口弘行	出
9	岡崎利祐	欠	—	—	—
10	岡崎浜雄	出	26	藤原忍	欠
11	川間昌徳	出	27	礮谷和行	欠
12	岸本行雄	出	28	森山幸治	欠

6 農業委員以外の出席者

事務局	参事	箕浦 勝宏	農地担当課長	佐藤 孝司
	担当課長補佐	今村 正樹	担当係長	入江 貢
	副主査	橋本 聡実	副主査	大橋 和之

7 傍聴者 0名

8 議題

第1号議案 農地関係申請等について

申請等(1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について

- (2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について
 - (3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
 - (4) 農地法第18条第1項の規定に基づく許可申請について
 - (5) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）
 - (6) 農地の競売に対する買受適格証明願（耕作目的）について
 - (7) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について
- 報 告
- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届について
 - (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届について
 - (3) 農地法第18条第6項による合意解約について
 - (4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について
 - (5) 農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

- (1) 平成29年度の事業について
- (2) その他

9 議事録署名委員の氏名

10番：岡 崎 浜 雄 17番：赤 井 史 人

10 議事の内容

議 長 みなさんご苦勞様です。それでは、ただいまから第73回 岡山市第二農業委員会総会を開会します。本日の欠席は11名です。

本日の議事録署名委員を指名します。10番，岡 崎 浜 雄 委員，
17番，赤 井 史 人 委員にお願いします。

それでは議案の審議の前に，議案の訂正等がありますか。

入江係長 議案の訂正ですが，お配りしています第71回岡山市第二農業委員会総会議案の訂正等をご覧ください。先々月の4月協議会総会議案で，訂正箇所は申請等（4）岡山市農用地利用集積計画の決定について（利用権の設定）で55ページ424番の利用権の設定を受ける者（借主）が違ったため訂正します。またそれに伴い借人耕作面積，距離がそれぞれ訂正となっております。正しくは，別紙の下線のところの内容のとおりです。訂正してお詫びします。

以上です。

議 長 第1号議案に入ります。申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入りますが、5番の譲渡人が委員であるため5番から説明及びご意見を伺いたいと思います。それでは事務局の説明をお願いします。

委員退出

入江係長 1ページ5番、増反による所有権移転です。受人は現在、約64アール農地を耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議 長 東区協議会の協議の模様を、お願いします。

赤井委員 5番について審議した結果、事務局の説明のとおりであり、許可意見としています。引き続きのご審議を、お願いします。

議 長 以上の報告について何かご意見、ご質問はありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等(1)の5番を、許可と決定します。

委員入室

議 長 引き続き申請等(1)の中区協議会の説明を、事務局からお願いします。

橋本副主査 1ページ1番、7番東区分と同時申請で、法人設立による所有権移転です。営農計画書によりますと、受人の代表者は主に水稻栽培を営んでおり、規模拡大を図るため、平成29年3月に法人を設立しています。法人については、農地所有適格法人の要件を満たしています。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、東区分を合わせて下限面積50アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議 長 中区協議会の協議の模様をお願いします。

塩飽委員 1番の1件について審議した結果、事務局の説明のとおりであり、許可意見としています。引き続きのご審議を、お願いします。

議 長 以上の報告について何かご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 次に東区協議会の説明を、事務局からお願いします。

入江係長

1 ページ 2 番, 前回保留案件です。増反による所有権移転です。受人は現在, 約 9 8 アール農地を耕作しておりますが, 前は耕作地の適切な利用が図られていないところから保留となりました。再度現地調査をしたところ, 改善がなされたと判断できました。よって, 取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係などをみても問題がないこと, 下限面積 5 0 アールを超えていることから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

3 番, 増反による所有権移転です。受人は現在, 約 1. 5 ヘクタール農地を耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係などをみても問題がないこと, 下限面積 5 0 アールを超えていることから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

4 番, 借入地取得による所有権移転です。受人は現在, 約 3. 3 ヘクタール農地を耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係などをみても問題がないこと, 農業委員会が定める下限面積 4 0 アールを超えていることから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

6 番, 借入地取得による所有権移転です。受人は現在, 約 1. 5 ヘクタール農地を耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係などをみても問題がないこと, 下限面積 5 0 アールを超えていることから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

7 番, 1 番と同時申請で, 法人設立による所有権移転です。営農計画書によりますと, 受人の代表者は主に水稻栽培を営んでおり, 規模拡大を図るため, 平成 2 9 年 3 月に法人を設立しています。法人については, 農地所有適格法人の要件を満たしています。取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係などをみても問題がないこと, 下限面積 5 0 アールを超えていることから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

8 番, 増反による所有権移転です。受人は現在, 約 8 4 アール農地を耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係などをみても問題がないこと, 下限面積 5 0 アールを超えていることから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

9 番, 増反による 5 年間の使用貸借権の設定です。受人は現在, 約 7 1 アール農地を耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係などをみても問題がないこと, 農業委員会が定める下限面積 4 0 アールを超えていることから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議 長

東区協議会の協議の模様をお願いします。

赤井委員 5番を除く2番から9番までの7件について審議した結果、事務局の説明どおり許可意見としています。引き続きのご審議を、お願いします。

議長 以上の報告について何かご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等(1)については、1番から9番までの9件の内、決定済の5番を除く8件について、許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは、申請等(1)について、決定済の5番を除く8件を許可と決定します。

次に申請等(2)農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から東区の説明をお願いします。

入江係長 2ページ1番、申請地は農用区域内の農用地と判断され、転用目的は農業用倉庫です。申請人は現在約127アール耕作していますが、東区政津地内の耕作のための農機具等の保管施設が必要なため、自己所有地を農業用倉庫に転用しようとするものです。農振農用地ですが、「農用地利用計画に指定された用途」に該当し、例外的に許可が可能です。転用面積、被害防除計画等の一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長 東区協議会の協議の模様をお願いします。

赤井委員 1番の1件について審議した結果、事務局の説明のとおりであり、許可意見としています。引き続きのご審議を、お願いします。

議長 以上の報告について、何かご意見ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等(2)について、1番の1件を許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは申請等(2)の1件について、許可と決定します。

次に申請等(3)農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区協議会の説明をお願いします。

橋本副主査 3ページ1番、平成29年5月12日付けで農振除外済みの案件です。本案件は、資金証明書の添付が遅延していたことから先月は保留としていたもので、その後5月22日に取下書が提出され、賃借権の設定に変更して改めて申請があったものです。

申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は診療所で、賃借権を設定します。受人は現在、中区沖元で診療所を運営していますが、県道に面した場所で交通量も多く、学校も近くにあり患者が多く見込める申請地に診

療所を建築しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等，一般基準上も問題ないと考えます。

2番，申請地は農用地区域内の農用地であり，転用目的は露天資材置場で賃借権を設定します。貸露天施設のため，永久転用目的による3年間の一時転用となります。受人は現在，南区福田で建設業を営んでおりますが，事業が進み既設の資材置場が狭く保管場所が足りなくなったため，作業現場に近く，資材の運搬に便利であり十分な資材を保管することのできる申請地を借り受けて，露天資材置場に転用しようとするものです。農用地ですが，一時転用であり，農業振興地域整備計画の達成に支障がないと判断され，例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等，一般基準上も問題ないと考えます。

3番，平成29年5月12日付けで農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され，転用目的は店舗で，所有権を移転します。受人は現在，東区九幡で運送業を営んでおりますが，業務の拡張により苗・種子・肥料の販売を行うため，国道2号線沿いに近く，隣接地でグループ会社が物流施設の営業を始めることから，保管、配送にも利便性のある申請地を譲り受けて，店舗に転用しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等，一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長 中区協議会の協議の模様をお願いします。

塩飽委員 1番から3番の3件について審議した結果，事務局の説明のとおりであり，許可意見としてあります。引き続きのご審議をお願いします。

議長 以上の報告について何かご意見，ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 次に東区協議会の説明を事務局からお願いします。

入江係長 3ページ4番，平成28年12月20日付けで農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され，転用目的は自己専用住宅で使用賃借権を設定します。受人は現在東区瀬戸町の借家に居住しておりますが，家財道具等が増え手狭となったため実家近隣で将来両親の世話や農業の手伝いもすることもできる，母所有の申請地を借り受けて自己専用住宅を建築しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと思われま。転用面積，被害防除計画等，一般基準上も問題ないと思われま。

5番，申請地は瀬戸駅から500m以内にある2種農地と判断され，転用目的は露天駐車場で所有権を移転します。受人は現在隣接地で電子部品製造業を営んでおりま

すが、現在借りている駐車場の借用期間が終わるため、適地を探していたところ、事業所隣接の当該地を駐車場として転用しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと思われます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと思われます。

以上です。

議長 東区協議会の協議の模様をお願いします。

赤井委員 4番と5番の2件について審議した結果、事務局の説明のとおり、許可意見としています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 ただいまの報告に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 ありません。

議長 申請等(3)の5件については、許可と決定してよろしいでしょうか。

全員 よろしい。

議長 それでは、申請等(3)の5件を許可と決定します。

次に申請等(4)農地法第18条第1項の規定に基づく許可申請について、審議します。事務局から説明を、お願いします。

入江係長 4ページ1番、賃貸人からの賃貸借契約解約の許可申請になります。

賃貸人は東区西大寺浜在住の ，賃借人の相続人代表は東区西大寺浜在住の です。

農地の所在は西大寺新 番地の田、面積は1,778㎡です。賃借人の相続人代表は、賃借人 の三男にあたります。賃借人が昭和61年に死亡後、 耕作をしていましたが、5年以上前から高齢で耕作できなくなったため、所有者に返還したい旨の連絡をし、所有者も承諾したので、合意解約に向けて賃借人の相続人代表から、その他の相続人に解約の協力を要請する書面を平成26年に送付しましたが、宮崎県在住の相続人一人の同意が得られなかったため、許可申請にいたったものです。

現在、賃借人側に「農地の賃借権に係る実情調査」を行っており、東区協議会では今回は保留意見となっています。

以上です。

議長 東区協議会の協議の模様を、お願いします。

赤井委員 1番の1件について審議した結果、事務局の説明のとおり、保留意見としています。引き続きのご審議を、お願いします。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 ありません。

議長 それでは申請等（４）農地法第１８条第１項の規定に基づく許可申請についての１件については、保留とします。

次に申請等（５）岡山市農用地利用集積計画の決定について(所有権の移転)について、審議します。事務局から説明を、お願いします。

入江係長 ５ページ１番から６番までの６件で、農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業です。１番から３番が財団から耕作者へ、４番から６番が農地の所有者から財団への所有権移転です。以上の計画内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件をみたしていると考えられ、東区協議会では承認意見となっています。

以上です。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 ありません。

議長 それでは申請等（５）岡山市農用地利用集積計画の決定について(所有権の移転)は、原案のとおり決定とします。

次に申請等（６）農地の競売に対する買受適格証明願（耕作目的）について、事務局から説明をお願いします。

入江係長 ６ページ１番の１件で、増反を目的に競売農地を取得しようとするものです。入札期間が６月８日まででしたので、６月６日に競売審査委員会を設けました。耕作地を確認した結果、いずれも適切に耕作されていると判断され、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積５０アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると判断されましたので、買受適格証明書を交付しています。

以上、報告します。

議長 以上のとおり、報告がありました。

次に申請等（７）農地法第３条の３第１項の規定に基づく届出について、事務局から説明をお願いします。

入江係長 ７ページ１番、相続により賃借権を取得しています。届出人で耕作します。

２番、相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく、届出人で管理します。

３番、相続により賃借権を取得しています。届出人で管理します。

４番、相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく、届出人で

耕作します。

8 ページ5 番，相続により賃借権を取得しています。届出人で耕作します。

6 番，相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく，貸付地は引き続き貸付します。

7 番，相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく，自作地は届出人で耕作し，貸付地は引き続き貸付します。

8 番，相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく，届出人で耕作します。

9 ページ9 番，相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく，自作地は届出人で管理し，貸付地は引き続き貸付します。

10 番，相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく，届出人で耕作します。

11 番，相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく，自作地は届出人で管理し，貸付地は引き続き貸付します。

以上です。

議長 以上の説明について何かご意見，ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 それでは，申請等（7）農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について，11件を受理と決定します。

次に報告について，事務局から説明をお願いします。

橋本副主査 報告（1）4条届については，10ページ1番から3番の3件です。転用目的は貸有料老人ホームが1件，貸住宅が1件，分譲宅地が1件で，専決日は備考欄のとおりです。

報告（2）5条届については，11ページ1番から10番の10件です。転用目的は貸住宅用地が1件，分譲住宅地が5件，自己住宅が1件，資材置場が1件，自己専用住宅が1件，アパート敷地が1件で，専決日は備考欄のとおりです。

報告（3）18条第6項の規定による合意解約通知については，12ページ1番から13ページ7番までの7件です。解約理由は，耕作目的が7件で，離作料は記載のとおりです。

報告（4）農地法施行規則第29条第1号該当転用届については，14ページ1番，2番の2件です。内容は鶏舎が1件，農業用倉庫が1件です。

報告（5）農地改良届については，15ページ1番から3番までの3件です。内容は普通野菜畑が3件です。

以上です。

議長 これらの報告についてご意見、ご質問はありませんか。

全員 ありません

議長 何もないようでしたら、以上で第1号議案、農地法関係申請等は終了します。続きまして、第2号議案、農政関係等について、事務局から説明をお願いします。

事務局 下限面積の見直しについて、説明する。

議長 この下限面積の見直しについて、賛成の方は挙手をお願いします。

全員 全員挙手。

議長 それではこの下限面積の見直しについては、決定とします。

事務局 その他として、新農業委員の選任については、6月議会最終日の議会同意を得た後に、各候補者へ通知する予定であり、併せて農地利用最適化推進委員についても通知の予定であり、また7月13日に新任予定者の研修会を実施する。

また合同慰労会への出欠を、確認する。

浮田職務代理 それではなにか、質問がありますか。なければこれで、終わりたいと思います。本日の審議につきましては、申請等（4）の1件が保留となり、その他は全件許可となりました。本日は、お忙しいところ、第二農業委員会総会にご出席いただき、慎重審議ありがとうございました。これをもって閉会といたします。

閉会 午前 10時21分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議長

署名委員

署名委員